

# 業務指示書

## ベトナム国ハノイ首都圏BRT情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月25日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課

小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月30日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／都市交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 BRT施設計画（土木・施設）】

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月4日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0054 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
- c) 電話会議  
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市交通計画  
BRT施設計画（土木・施設）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.52 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月22日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上



プロポーザル評価表

ベトナム国ハノイ首都圏BRT情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市交通計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： BRT施設計画（土木・施設）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

ベトナムの都市人口は近年大幅に増加しており、1995年には約15百万人であったが、2010年には約26百万に達している。都市人口の増加に加え、ハノイ等の大都市圏においては、オートバイ・自動車の普及に伴い、都市部の道路交通量が急激に増加しており、その結果、渋滞、交通事故、大気汚染、都市サービスへのアクセスの問題が発生している。現在、都市部における公共交通機関はバスに限定されており、公共交通の分担率は10%程度に留まっているため、都市鉄道や高速バス輸送システム（BRT: Bus Rapid Transit）からなる公共交通システムの整備や私的交通から公共交通へのモーダルシフトの重要性が増している。

ハノイの都市交通に関しては、ハノイ市人民委員会とJICAが実施した「ハノイ市総合都市開発計画調査(2007年)」において、都市大量輸送機関(UMRT: Urban Mass Rapid Transit)整備計画として、ハノイ市内で総延長193KMの都市鉄道及びBRTからなるネットワークの計画を策定し、需要に応じて都市鉄道あるいはBRTを選択する計画を策定している。また、ハノイ市の建設マスタープラン(2008年)では、ハノイ市街における2020年の公共交通輸送を旅客の35%、2030年には55%とする計画が策定されており、公共交通の整備が課題となっている。BRTに関しては、公共交通システムの中でも一般的に初期投資費用が地下鉄の1/10程度の水準であり、初期投資費用調達の制約が低く需要増加後に都市鉄道への転換が可能といった特徴を有している。そのような背景もあり、ベトナム国内では、現在、世界銀行がハノイ市、ホーチミン市、ダナン市においてBRTの導入・整備を進めている。

2008年に首相承認されたハノイ市における都市計画は、都心部から離れた位置に5つの衛星都市域を整備し、住宅、教育訓練、産業、サービス等といったハノイの都市機能の一旦を担う計画となっている。これらの衛星都市の中でもハノイ西部地域に位置するホアラックは、科学・技術・訓練地域と位置づけられており、基幹施設としてハノイ大学、ホアラック・ハイテクパーク等が建設され、2030年には人口60万人、最大開発区域面積18,000haになると見込まれている。JICAはホアラックを科学技術拠点として経済成長の促進・国際競争力強化を図ることを目的に、科学・産業技術集積拠点の基礎インフラを整備する協力を円借款にて実施中である。今後、ホアラックの開発の進展に伴い、ホアラックとハノイ中心部をつなぐBRT等の公共交通システム整備の必要性が想定される。

### 2. 調査の目的

本調査においては、ハノイ首都圏を対象としたBRT導入にあたり、既存情報を活用しつつ、マスタープランとの整合性の確認、ホアラック等の都市開発計画の確認、需要予測のレビューを実施した上で、今後開発が進展するホアラックとハノイ中心部間をモデル路線

として選定し、路線計画、運行管理・発券システム、交通管理計画、運営管理体制等を含む将来の BRT 事業化に向けた提言を行うことを目的とする。

モデル路線については、恒久的に BRT を整備するケースや BRT 整備後に地下鉄等の大量高速輸送 (MRT:Mass Rapid Transit) へ移行するケース等、複数の代替案を検討するとともに、MRT へ移行する場合はその時期や移行にかかる課題についても整理する。

また、JICA が技術協力で発行・配布を進めている公共交通機関の IC カードについて、世界銀行 BRT 事業との相互連携の課題や施策についても整理する。

なお、本調査後の事業展開に関しては、本調査の主要な内容であるハノイーホアラック間の BRT 整備について、十分な事業効果と経済性確認できた場合、ベトナム政府からの支援要請があれば、協力準備調査を経て円借款で実施することを検討する。

### 3. 調査対象地域及び実施窓口機関

#### 3.1 調査対象地域

ハノイ都市圏 (Metropolitan Areas of Hanoi)

(特に、ハノイ中心部及びホアラック間をモデル路線として選定)

#### 3.2 実施窓口・関係機関

実施機関

- ハノイ人民委員会運輸交通局(Hanoi Department of Transport, Hanoi People's Committee)

関係機関

- 運輸交通省交通局 (Transport Department, Ministry of Transport)
- ハノイ都市交通管轄センター (TRAMOC:Hanoi Urban Transport Management and Operation Centre)

#### 3.3 本プロジェクトに関連する我が国及び他ドナーの主な関連活動

##### 3.3.1 JICA の協力

- ハノイ市総合都市開発計画調査 (2007 年) (HAIDEP)
- ハノイ市における UMRT の建設と一体となった都市開発整備計画調査 (2010 年) (HAIMUD)
- 持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査 (2010 年)
- ハノイ市都市鉄道建設事業 (5 号線) 準備調査 (PPP インフラ事業) (2013 年) (※)  
※本調査のモデル事業対象地となるハノイ中心部とホアラックを結ぶ鉄道路線の調査
- ハノイ公共交通改善プロジェクト (2011 年～現在)
- 主要都市鉄道情報収集・確認調査 (2013 年～現在)
- ハノイ公共交通 IC カード普及促進プロジェクト (現在案件形成中)

### 3.3.2 世界銀行 BRT 事業

#### ○ ハノイ都市交通開発プロジェクト (Hanoi Urban Transport Development Project)

## 4. 調査の範囲

本調査の調査実施にあたっては、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「6. 調査の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA 及び実施機関等に提出するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### 5.1 調査の位置付け

本調査においては、ハノイ首都圏を対象とした BRT 導入にあたり、既存資料を活用しつつ、マスタープランとの整合性の確認、ホアラック等の都市開発計画の確認、需要予測のレビューを実施した上で、今後開発が進展するホアラックとハノイ中心部間をモデル路線として選定し、路線計画、運行管理・発券（運賃授受）システム、交通管理計画、運営管理体制等を含む将来の BRT 事業化に向けた提言を行う。

モデル路線については、恒久的に BRT を整備するケースや BRT 整備後に MRT への移行するケース等、複数の代替案を検討するとともに、MRT 移行の時期や課題についても整理する。本調査後の事業展開に関しては、本調査の主要な内容であるハノイーホアラック間の BRT 整備について、本調査を踏まえ、協力準備調査を経て円借款に繋げることを想定する。

### 5.2 モデル路線

本調査におけるモデル路線は、今後、整備が進められるハノイ中心部とハノイ西部のホアラック間を結ぶ路線とし、ホアラック地域の開発計画や既存調査で実施した需要予測等の諸条件に応じて、複数の代替案を提案することを想定する。特に、ハノイ中心部の起点については、マスタープランや都市開発計画を参考にしつつ、将来 MRT 駅と連結する等、交通の結節点として機能する地点を選択することに留意する。

### 5.3 需要予測

ハノイ首都圏における需要予測については、現在実施中の調査「主要都市鉄道情報収集・確認調査」にて実施した需要予測の基礎データ及び需要予測結果を活用する。なお、ホアラックーハノイ中心部間における詳細の需要予測については、「ハノイ市都市鉄道建設事業（5号線）準備調査（PPP インフラ事業）」で実施した情報を適宜活用すること。

#### 5.4 ICカード及び料金授受システム

現在実施中の技術協力「ハノイ公共交通改善プロジェクト」(2011年度～2015年度)において、バス定期券のIC化を進めており、通信速度・セキュリティ等の観点から技術及び信頼性の高いType C (Felica) と呼ばれる日本のICカードシステムを先行して導入し、他の都市鉄道整備後の交通系共通ICカード導入への道筋をつけることを計画している。そのため、同プロジェクトにおいて約20万枚の定期券のICカードの導入が予定されている。本調査においても、同方式のカードが普及するための効果的な方策や課題について整理し、本BRTへの導入に向けた提言を行う。また、ハノイにおいて世界銀行がBRT整備を進めているが、同事業において相互連携が可能となるよう、運賃収受システムの詳細を確認するとともに、世界銀行BRT事業と相互連携する際の施策や課題の整理を行う。なお、現在案件形成中のハノイ公共交通ICカード普及促進プロジェクトにおいて、バス、BRT、MRT等の交通系ICカードの共通化に向けた技術仕様と管理体制の整備を行う予定。

#### 5.5 TODによる都市開発

本調査はBRTモデル路線の具体的な提案を行うものであるが、その際、MRT等との公共交通拠点を中心とした都市開発手法であるTOD(Transit Oriented Development)を活用し、BRT停留所からフィーダーバスの運行、パークアンドライド等、公共交通利用者の利便性・快適性向上の観点から提言を行う。

### 6. 調査の内容

#### 6.1 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

##### 6.1.1 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

特に、既存資料・情報のレビューを通じて、ハノイ都市圏における公共交通の現状及び課題の整理、BRT整備に関連する法制度や交通政策を確認するとともに、マスタープランや都市開発に関する情報を収集・整理する。ハノイ都市圏における公共交通分野においては、類似の調査が実施されていることから、極力既存資料・情報を活用することに留意する。

##### 6.1.2 インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプションレポートを作成する。

##### 6.1.3 インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを JICA および先方実施機関及び関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

## 6.2 ハノイ都市圏における BRT 導入かかる情報の収集・整理

### 6.2.1 マスタープラン及び都市開発計画の整理

既存資料を活用しつつ、本調査でモデル路線となるホアラックとハノイ中心部の BRT 整備に関連する開発計画を中心に、最新の現状を把握する。特に、同区間の公共交通については、マスタープランで MRT5 号線が計画されていることから、マスタープランと BRT の整備の整合性について確認する。なお、マスタープラン策定後に整備に係る方針や計画が変更となった開発計画については、把握可能な限りの原因・情報入手し、比較表などを作成し整理する。

### 6.2.2 ハノイ都市圏における都市交通の現状と課題

既存資料を活用しつつ、将来、ハノイ首都圏において BRT を整備するにあたり、ボトルネックとなる課題を整理する。整理する視点として、行政・法令・許認可にかかる制度面、建設・運営にかかる人材面、適用する技術面、コスト面、用地取得などの環境社会配慮面など、多角的に整理する。

## 6.3 需要予測のレビュー及びモデル路線の選定

### 6.3.1 ハノイ都市圏の基礎情報等の確認

既存調査を活用し、ハノイ都市圏の人口調査、交通調査、土地利用計画の策定にかかる都市計画図など、需要予測の算出に必要な統計データを収集・整理する。特に、将来都市構想（特にホアラック・ハイテクパークの整備計画）にかかる計画に留意する。

### 6.3.2 需要予測のレビュー

JICA が「主要都市鉄道情報収集・確認調査」で実施した需要予測結果をレビューし、ハノイ都市圏の UMRT の整備動向を踏まえ、前提条件の妥当性、有効性について確認し、本調査で使用する需要予測の精査を行う。必要に応じて上記需要予測に使用したデータを活用し、本調査で使用する需要予測の補正を行う。

### 6.3.3 モデル路線の選定

ハノイ首都圏における需要予測結果の精査を踏まえ、ハノイ中心部とホアラック間を結ぶモデル路線を選定する。モデル路線は、恒久的に BRT を整備するケースや BRT 整備後に MRT へ移行するケース等、複数の代替案を検討する。BRT 導入後に MRT に移行する場合は、その移行時期や移行にかかる課題について整理する。

## 6.4 プログレス・レポートの作成

モデル路線の選定結果をプログレス・レポートに取りまとめ、JICAに提出する。

## 6.5 モデル路線の技術的検討

### 6.5.1 路線計画・施設計画

経済性を勘案し既存道路を最大限活用した路線計画を策定する。需要予測結果に応じて、BRT専用あるいは優先レーンの選択、信号整備あるいはフライオーバーの建設、BRTの恒久的な設置あるいはMRTへの移行計画等を検討する。また、利用者の利便性を確保することに留意し、停留所の設置については、今後のUMRTの整備計画を考慮しつつ、MRTやバス等の他の交通機関との結節点の観点から検討を行う。また、車庫や整備場の設置場所についても円滑な運行管理及び適切な車両整備の観点から検討を行う。

### 6.5.2 交通管理計画（信号システム）・車両計画

交通渋滞を緩和しBRTの円滑な運行を実現するために、バスレーンなどの交通規制施策と交通信号機の交通インフラを制御する公共車両優先システム（PTPS: Public Transportation Priority System）等の活用も含めた交通管理計画の策定の提案を行う。また、一日の需要の変化に応じた運行本数の策定及び車両計画（車両台数及び車両種類（連結バス））を策定するとともに、車両計画の際には、バリアフリー車両導入の必要性・有効性についても併せて確認を行う。

### 6.5.3 運行管理・発券・決済システム

バス及びBRTの計画・運営機関である都市交通管制センター（TRAMOC: Hanoi Urban Transport Management and Operation Centre）による円滑な運行管理方法について、ハノイ市内で運行するバスに一部導入されている車載GPSを活用した運行管理等、具体的な提案を行う。また、ICカード等を活用した発券・決済（運賃授受）システムに関し、日本がハノイで普及を目指しているType C（Felica）方式の導入の方策を検討するとともに、世界銀行のBRT事業との相互連携するための施策及び課題を整理する。

## 6.6 インテリム・レポートの作成、説明・協議

インテリム・レポートを作成し、JICA、先方実施機関及び関係機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。

## 6.7 モデル路線の事業評価

### 6.7.1 事業運営・整備主体・維持管理体制

BRTモデル路線における事業スキームについては、政府、交通管制センター、事業運営主体、インフラ整備主体等の整理を行い、具体的な事業スキームの選定及び事業実施体



制の提案を行う。特に BRT 事業初期投資や施設・設備の維持管理に係る予算・実施体制について詳細の確認を行う。

#### 6.7.2 事業費積算・運行計画の策定

MRT や BRT などの公共大量輸送機関は多額の初期投資費用を要することから、サービス提供の料金収入のみにより、インフラ投資を回収することは困難である。従って、上記 6.7.1 で整理した事業スキームを基に、事業収支計画の策定及び事業費積算を行う。なお、運賃設定にあたっては、既存のバス路線の運賃水準やバス事業者に対する補助金等を踏まえた設定を行う。また、事業収支計画に沿ったハノイ中心部とホアラック間の具体的な BRT 運行計画の策定を行う。

#### 6.7.3 事業評価の実施

上記で策定した具体的な複数の代替案について、事業の妥当性、経済性、実現可能性、持続性等の観点から評価を行い、各代替案におけるメリット・デメリットの整理を行う。併せて、本 BRT 路線整備によるハノイに進出する日本企業・機関への具体的な裨益効果についての評価も行う。

#### 6.8 環境社会配慮・ジェンダー

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月))に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。本調査においては、基本的な情報収集及びそれに基づくベトナム側との協議に調査範囲を留めることとする。環境アセスメント報告書案の主な調査項目は、以下の通り。

- (1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等)の確認
- (2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - ② JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との乖離及びその解消方法
  - ③ 関係機関の役割
- (3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- (4) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- (5) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- (6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (7) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討

(8) 予算、財源、実施体制の明確化

(9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

また、BRT の計画にあたっては男女、子ども/年配者、障害者等を問わず、また、利用者・従業員双方にとって、安全かつ快適に BRT 車両や停留所等の施設が利用できるよう、旅客導線、照明、防犯対策、停留所施設等の環境整備に配慮すること。

#### 6.9 BRT モデル路線整備に向けた提言

上記を踏まえ、ハノイ都市圏、特にハノイ中心部とホアラック間における BRT の整備への効果的支援について、その戦略や手法等について提言する。その際、BRT 路線に加え、TOD(Transit Oriented Development)、停留所からフィーダーバスの運行、パークアンドライド等の観点も含めた提言を行うことに留意する。

#### 6.10 ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA、先方実施機関及び関係機関に説明・協議を行う。

#### 6.11 ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、F/R として取り纏める。

### 7. 成果品等

#### 7.1 調査報告書

本調査では、以下の調査報告書を作成するものとする。このうちファイナルレポートを本調査の成果品とする。

##### (1) インセプションレポート (IC/R)

a) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等

b) 提出時期：2016 年 1 月下旬

c) 部数：和文 3 部：英文 3 部、電子データ版 1 部（和文、英文収納）

##### (2) プロGRESSレポート (P/R)

a) 記載事項：需要予測結果、モデル路線設定

b) 提出時期：2016 年 3 月上旬

c) 部数：和文 3 部、電子データ版 1 部（和文収納）

##### (3) インテリムレポート (IT/R)

- a) 記載事項：モデル路線の技術的検討結果
- b) 提出時期：2016年4月下旬
- c) 部数：和文3部：英文3部、電子データ版1部（和文、英文収納）

(4) ドラフト・ファイナルレポート（DF/R）

- a) 記載事項：調査結果全体
- b) 提出時期：2016年6月中旬
- c) 部数：和文3部：英文3部、電子データ版1部（和文、英文収納）

(5) ファイナルレポート（F/R）

- a) 記載事項：調査結果全体
- b) 提出時期：2016年7月中旬
- c) 部数：英文10部、和文10部、ベトナム語10部、電子データ版1部（和文、英文収納）
- d) CD-R：英文・越語の両方を含めたもの10枚：（JICAへ5枚、ベトナム側へ5枚）

## 7.2 その他提出物

### (1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

- a) 記載事項：調査業務日とその概要
- b) 提出時期：毎月
- c) 部数：1部

### (2) 実施機関等との協議録

- a) 記載事項：C/Pとの協議等の際の協議・決定事項
- b) 提出時期：その都度
- c) 部数：1部

### (3) 収集資料

- a) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
- b) 提出時期：調査終了時
- c) 部数：1部

## 7.3 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際に、

は、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

#### 7.4 報告書の印刷仕様／電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（平成 22 年 3 月）」を参照する。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

本調査は、2016年1月中旬開始、2016年8月下旬完了を目途とする。本調査では、以下のような工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルで提案するものとする。

年度 月	2015			2016				
	1	2	3	4	5	6	7	8
既存調査レビュー	■							
交通需要予測・モデル路線設定		■						
BRTモデル路線の技術的検討			■					
BRTモデル路線の事業評価					■			
報告書提出	▲		▲	▲		▲	▲	
	ICR		PR	ITR		DFR	FR	

#### 2. 業務量の目途

総計 13.96 MM

#### 3. 調査分野

本業務には以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定している。しかし、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案するものとする。下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括/都市交通計画 (2号)
- (2) BRT 施設計画 (土木・施設) (3号)
- (3) 都市開発計画
- (4) 交通需要予測
- (5) 交通管理計画
- (6) BRT 運行計画・交通決済システム
- (7) モデル事業積算
- (8) モデル事業評価
- (9) 環境社会配慮

必要に応じてコンサルタントにて通訳を備上し先方と協議することを認める。

#### 4. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

#### 5. JICA より配布／貸与する資料

##### (1) ハノイ市総合都市開発計画調査（2007年）

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

Vol 1: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172054>

Vol 2: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172056>

Vol 3: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172057>

##### (2) ハノイ市における UMRT の建設と一体となった都市開発整備計画調査（2010年）

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

Summary: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255014>

Main report 1: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255015>

Main report 2: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255017>

##### (3) ハノイ市都市鉄道建設事業（5号線）準備調査（PPPインフラ事業）

報告書の閲覧

##### (4) ハノイ公共交通改善プロジェクト 事業完了報告書を貸与

##### (5) 主要都市鉄道情報収集・確認調査 ドラフト・ファイナルレポートを貸与

貸与／閲覧にあたっての連絡先：

東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

03-5226-9091

#### 6. 調査用資機材

本調査実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 7. その他

### (1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (2) 複数年度契約について

本調査においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結するものとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えるものとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

